

第6回 （仮称）こども参加条例検討部会 次第

令和6年10月8日（火）18：30～20：00

場所：川西市役所 4階庁議室

1. 開会

2. 議事

（1）こども・若者による意見表明の条例検討部会について（資料1）

（2）（仮称）こども・若者参加条例（案）について（資料2）

（3）子ども・若者未来会議（10月15日（火）開催）における答申（案）について
（資料なし）

（4）その他

3. 閉会

1. 第4回（9/14）の開催報告

1. 参加者 31名（男：12名、女：19名）

（小学生区分：12名、中学生区分：9名、高校生区分：5名、18歳以上：5名）

2. こども・若者が自分の意見や考えを表明するときに大切にしてほしいこと

条例の前文のうち、「わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを表明するときは、次のことを大切にしてほしいです」という部分について、意見が言いにくい時はどんな時かを各グループで意見を出し合い、その中から「共感できる」と思うものを最大5つ選び、それを解決するために「〇〇〇してほしい」という文章を作成するワークを実施。

	大切にしてほしいこと	意見が言いにくいとき
チームミラクル	緊張しないよう少人数で話させてほしい	人が多いとき
	孤立しないよう、複数で話させてほしい	近い年代の人がまわりにいないとき
	話を聞いたら、秘密にしてちゃんと行動してほしい	先生に言いにくい、勝手に共有される
	テーマをわかりやすくしたり、間違っても良い雰囲気にしてほしい	難しいテーマのとき
	しっかり話を聞いてから答えてほしい	最初から意見が否定されるとき
チームあんこマクド	こどもなので間違えます。間違えても笑わずに最後まで話を聞いてほしいです	<相手> 間違えたら笑う人がいる時
	自分が相談する時の理想の環境を想像して、それに近づける努力をしてほしい	<相手> 発言しているときまわりが耳を傾けない
	多数決定するのではなく、少数派の意見も尊重してほしい	<少数派> 自分が少数派の意見を持っているとき
	他人の意見を尊重してほしい	<否定> 自分と違う意見は間違っていると思ってる人
チームきいろともだち	匿名で気軽に話せる場所がいつもあってほしい	・いきなり反対される
	話は最後までゆっくり聞いてほしい	・途中でとめてほしくない
	話を聞くときには、反応を返してほしい	・真剣に聞いてくれない
	秘密を言うときには許可をとってほしい	・まわりが話しにくい人だけ
	親身になって考えてほしい	・秘密を守られない
チームこっしー	意見を言いやすい環境作りをしてほしい （みんなが楽しく話ができる）	自分の意見が正しいかわからないから自信が持てないとき
	少数の意見にもしっかりと耳を傾けてほしい	味方がいなくて怖いと思う時
	怒らずに優しく話を聞いてほしい	怒られるのが怖いと思うとき
	最後までゆっくり話を聞いて、反応してほしい	急かされたり話を最後まで聞いてくれないとき
	同じ立場の人たちと話し合える場をつくってほしい （親しい人や友達）	立場が異なったり多人数など安心できないとき
チームコパス	意見を否定しないでほしい	意見を否定されるとき
	話したことを無闇に人に言わないで欲しい	違う人に悩みをばらす人
	少数派の意見を言いやすくしてほしい	自分の意見が少数派の時
	自分と違う意見でも陰口は言わないでほしい	意見を言った後に周りから悪く言われる時
	真剣に話を聞いてほしい	話を真剣に聞いてくれないとき
チームJAPAN	意見を否定しないでほしい	普段から否定ばかりする人
	意見を聞く時、あたたかい目で見てほしい	意見を発言するのが最初のときは言いにくい
	プライバシーを守ってほしい	名前が出るとき（書くとき）
	自分の意見を1つの意見として受けとめてほしい	自分の意見に自信がないとき
	最後まで話を聞いてほしい	最後まで話を聞いてくれない人

◆こども・若者による意見表明の条例検討部会について

2. 「こども家庭庁 こども・若者参画及び意見反映専門委員会 こども・若者ヒアリング」について

こども家庭庁では、こども・若者参画及び意見反映専門委員会において、「こども・若者の審議会・懇談会等の登用にに向けた環境整備」について議論を進めているところであり、国や自治体において、おとなと共に会議の構成員になっているこども・若者からヒアリングを実施し、国におけるこども・若者の審議会・懇談会等の登用にに向けた環境整備に関する議論の材料としたいとの連絡がありました。

こども・若者による意見表明の条例検討部会に参加しているこども・若者に参加を募ったところ、10名より参加希望があり、抽選の結果、3名（対面1名、オンライン2名）の方に参加いただきます。

〈こども家庭庁 こども・若者ヒアリングの実施概要〉

- ・日 時：【対 面】10月13日（日）13時～15時
【オンライン】10月 8日（火）19時～21時
- ・対 象：国や自治体の審議会や有識者等会議に所属するこども・若者（中学生～29歳まで）
- ・人 数：各自治体概ね2名程度（対面1名、オンライン1名。合計30名程度）
- ・場 所：【対 面】こども家庭庁（東京都千代田区霞が関）
【オンライン】Webex（ビデオ会議ツール）
- ・実施方法：こども・若者意見反映専門委員会委員がファシリテーターとなり、こども・若者5名ずつのグループになって意見交換（対面・オンライン各3グループ）

3. 第5回の開催予定

- ・日時 令和7年3月下旬
- ・内容 未定（完成した条例の共有、パブリックコメントでの意見、条例施行後の取り組みなど）

こども・若者 Vol.4 ミライNEWS



こども・若者のミライにつなげる条例をみんなで考える部会

川西市は、こどもが笑顔になる、こどもが幸せになるために、こどもたちが自分の考えや意見を表明できる機会を保障するため、「(仮称)こども参加条例」の制定をめざしています。
大人だけで考えてつくるのではなく、当事者であるこども・若者が自分たちの意見を伝えながら、まちづくりに参加する権利を保障するためのルールについての話し合いを通じて、より良い条例づくりを進めています。

9月14日(土)に第4回を開催！

こども・若者の「意見を伝えるとき、おとなやまわりの人に大切にしてほしいこと」を条例の前文にこめました♪



第4回では、約30人のこども・若者が参加しました。

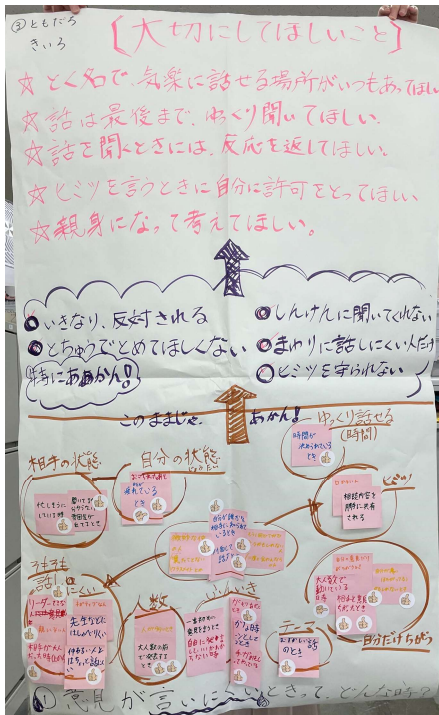
まずはおひさしりタイムということで、おなじみのアイスブレイク。いまの気分や今年の夏の思い出をテーマにグループメンバーで自己紹介をしました。

グループワークを始めるにあたって、まずはこども・若者のみなさんからもらった意見やアンケート、ヒアリング調査などを基に(仮称)こども参加条例検討部会で作成を進めている条例(案)の中身について、どんな内容で考えているかをお伝えしました。「条例とは？」というところからはじまり、何をを目指しているのかや「こども・若者の意見を言う権利」、「市の責務」など特に重要なポイントを中心に共有しました。

「条例の前文」とは、条例の精神をあらわすもの。条例の土台となるような、考え方やめざす姿などが書かれているよ。



「おとなやまわりの人に大切にしてほしいこと」は？



今回は(仮称)こども参加条例の前文にのせるこども・若者の想いについて話し合いました。

第2回の「意見を言いやすいとき、言いにくいときはどんなとき？」から発展して、「おとなやまわりの人に大切にしてほしいこと」について意見を出し合い、「話を最後まできいてほしい」「否定せず、ひとつの意見として受けとめてほしい」など実体験を基に、意見をいうときに自分たちが大切にしてほしいと思うことを整理し、グループ毎に発表をしました。



意見を言いにくいとき

- ・むずかしいテーマのとき
- ・話を途中でとめられるとき
- ・ひみつが守られないとき
- ・自分の意見に自信がないとき
- ・自分の意見が明らかにみんなとは違うとき
- ・味方がいなくて怖いと思うとき

大切にしてほしいこと

- ・テーマを分かりやすくしたり、間違っても良い雰囲気にしてほしい
- ・話は最後までゆくりきいてほしい
- ・話したことをむやみに人に言わないでほしい
- ・自分の意見を1つの意見として受けとめてほしい
- ・少数の意見もしっかりときいてほしい

こども・若者の想いを受けて

こども・若者たちからの想いを受け、「こっしー」こと越田市長からは、「受け取った想いを条例に反映させる」と返事をして、「まちづくりにこども・若者が積極的なまちにしていくなめにも、今回話し合ったことを覚えていてほしい」とこども・若者へメッセージを送りました。



前文

わたしたちこども・若者は、一人ひとりがさまざまな個性や能力を持つ今を生きている存在であり、未来への大きな可能性を秘めています。

わたしたちこども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、一人ひとりが思い描く幸せを叶えることができる権利を生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明する権利を持っています。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを表明するときは、次のことを大切にしてほしいです。

- ・ 緊張するときもあります。意見や考えを聴くときには、やさしくあたたかい目で見、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。怒ったりせず、親身になって、真剣に聴いて、こたえてほしいです。
- ・ 間違えることもあります。話を途中でさえぎらずに、最後までしっかりと聴いてほしいです。違う意見や考えでも、頭ごなしに否定しないでほしいです。
- ・ 伝えた意見や考えをむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。秘密にしてほしいと伝えたことを他の人に言うときには、許可をとってほしいです。
- ・ 少数派の意見や考えに対しても耳をかたむけ、尊重し、受け止めてほしいです。
- ・ 伝えた意見や考えは大事に扱ってほしいです。そして、伝えた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。
- ・ 安心して意見や考えを伝えることができる雰囲気や環境をつくってほしいです。

わたしたちこども・若者は、心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく伝えることができないときがあります。そんなときは急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、寄り添ってほしいです。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを伝えることは、ときには勇気がいることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを伝えていきます。

わたしたちこども・若者は、互いの意見や考えを尊重し、わたしたちこども・若者にとって最も良いことをおとなと一緒に考えていきます。

おとなは、こども・若者を対等なパートナーとして、こども・若者のみなさんからのメッセージをしっかりと受け止めます。

川西市は、平成 10 年に全国に先駆けて子どもの人権オンブズパーソン条例を制定し、子どもの権利条約の積極的な普及に努めるとともに、一人ひとりのこども・若者の人権を尊重し、確保するための取り組みを進めてきました。おとなは、すべてのこども・若者が人間として尊ばれる社会を実現するために不断に努めなければなりません。

こども・若者は、発達に応じて、保護され、守られる権利があります。こども・若者は、発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者一人ひとりが主体として、自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながらともに決定することがこども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。

川西市は、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざして、この条例を制定します。

(仮称)こども・若者参加条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、こども基本法(令和4年法律第77号)その他関連する法令等に基づき、全てのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざして、こども・若者の意見を表明する機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会を保障するため、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が相互に協力することで、こどもや若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通してあらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 18歳から29歳までの全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) こども・若者 こども及び若者をいう。
- (4) 意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語又は表情、身振りその他これらに類する言語によらない伝達手段により表現されたものをいう。
- (5) 参加 自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与することをいう。
- (6) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境、社会環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。
- (7) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (8) 育ち学ぶ施設 地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。
- (9) 保護者 こども又は若者を現に養育する親(法律上の親子関係がない者を含む。)その他親に代わりこども又は若者を養育する者をいう。
- (10) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が構成員として加わり活動するもの(専ら営利を目的とするものを除く。)をいう。
- (11) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業を営むものをいう。
- (12) こども・若者施策 こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策をいう。

(基本理念)

第3条 この条例に基づくこども・若者の権利の実現及びこども・若者施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として実施しなければならない。

- (1) 全てのこども・若者は、生まれながらに人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利を保障され、思想・信条、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境等いかなる理由においても差別されず、その基本的人権が保障されること。
- (2) 全てのこども・若者は、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ、安全に安心して生きる権利・育つ権利を保障され、愛情をもって生まれ、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じた生活が保障される。また、教育を受ける機会、休息する機会、遊ぶ機会、スポーツ・芸術・自然等の多彩な活動に参加する機会が

(仮称)こども・若者参加条例(案)

等しく確保され、健やかに成長し、発達する環境が保障されること。

(3) 全てのこども・若者は、生まれながらに意見表明の権利主体であり、多様な人格をもった一人の人間として尊重され、自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保される。その意見はこども・若者の最善の利益を実現する観点から尊重されること。

(4) こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。

(こども・若者の意見表明権)

第4条 こども・若者は、自分の意見を自由に表明し、その意見を聴かれ、かつその意見が尊重される権利を有する。

2 こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。

3 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。

(こども・若者の参加)

第5条 こども・若者は、まちづくり及び多様な社会的活動(以下「まちづくり等」という。)に参加することができる。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会(以下「意見表明・参加の機会」という。)を保障するため、保護者、団体、市民等、育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を有することに鑑み、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、その機会を重んじて業務に当たらなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、市、保護者及び市民等と協力し、こども・若者にその意見表明・参加の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者のまちづくり等への参加を支援するものとする。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、ふさわしい意見表明・参加の機会を保障するよう努めるものとする。

(団体の役割)

第9条 団体は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者が関わる活動又は事業に携わるときは、こども・若者から十分にその意見を聴取し、こども・若者の積極的な参加を促すよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、ふさわしい意見表明・参加の機会を保障するよう努めるものとする。

(仮称)こども・若者参加条例(案)

(保護者への支援)

第11条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、保護者がこども・若者の権利の実現において果たす役割の重要性に鑑み、その役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めるものとする。

(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映)

第12条 市は、こども・若者施策を策定・実施・評価するときには、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取するものとし、こども・若者から聴取した意見（以下「こども・若者からの施策意見」という。）を、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう必要な措置を講ずる。

2 市は、こども・若者に対し、こども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができる機会を保障する。この場合において、当該情報に用いる表現については、こども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、十分平易な表現を用いるものとする。

3 市は、こども・若者からの施策意見について、これを施策へ反映させるよう努める。

4 市は、こども・若者からの施策意見について、その施策への反映状況をこども・若者に説明するものとする。この場合における施策への反映状況についての説明の内容は、できる限り平易かつ簡明にするものとする。

5 市は、こども・若者が安心して意見を表明できるよう環境の整備に努める。

6 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する施設等の場所を訪問する等の適宜の方法により、こども・若者からその意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

7 市は、こども・若者からの意見を随時聴取する窓口を、これを明確に示して周知するものとする。

(声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴取及び反映)

第13条 市は、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者について、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努める。

(付属機関等におけるこども・若者の意見の聴取及び反映)

第14条 市は、付属機関等（川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第10条第1項に規定する付属機関等をいう。以下同じ。）の運営において、こども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議にこども・若者に出席する機会を設けることその他の方法によりこども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。

(人材育成)

第15条 市は、こども・若者が参加、意見表明しやすい安全かつ安心な場づくり並びにこども・若者の意見の形成及び表明を支援する人材の確保、養成等に必要な取組を推進するものとする。

(周知啓発)

第16条 市は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について、こども・若者、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設が理解を深められるよう、周知啓発を行うものとする。

2 育ち学ぶ施設は、自らの施設における、こども・若者の意見聴取や参加に関する取組について、広く周知するよう努めるものとする。

(仮称)こども・若者参加条例(案)

(推進体制)

第17条 市は、この条例に基づき、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するために必要な体制を整備する。

2 市は、こども・若者施策に関して市が策定する計画に基づき、施策を実施するものとする。

(評価と検証)

第18条 市が実施する、こども・若者の意見表明・参加の機会に関する施策の評価と検証は、川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年川西市条例第18号)に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議がその調査及び審議を行うものとする。

(こども・若者の権利擁護)

第19条 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(平成10年川西市条例第24号)に基づき設置される川西市子どもの人権オンブズパーソンは、その所掌する事務の範囲において、この条例に関するこどもの権利に関してその擁護及び救済の申立てがあった場合において、当該申立てを審査した結果必要と認めるときは、当該申立てに係る事案に関する調査、調整及び勧告等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、この条例に関して、こども・若者、その保護者その他の者からその権利の擁護及び救済の要望等があったときは、事実を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(仮称) こども・若者参加条例 (案) 主な修正対比表

資料 2 - 2

No.	項目	修正前	修正後	修正理由
1	前文	わたしたちこども・若者は、1人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、ミライへの大きな可能性を秘めています。	わたしたちこども・若者は、 <u>一人</u> ひとりがさまざまな個性や能力を持 <u>つ今を生きている存在であり、未来</u> への大きな可能性を秘めています。	【第5回委員の意見を反映】 こども・若者は未来への主体だけではなく、現在も主体である表現に修正
2	前文	すべてのこども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、ジブンイロの幸せを叶えることができる権利があります。	<u>わたしたち</u> こども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、 <u>一人ひとりが思い描く</u> 幸せを叶えることができる権利 <u>を生まれながらに持っています。</u>	【第5回委員の意見を反映】 総合計画は期間が決まっており今後変わっていくものであるため、条例として適切な表現に修正
3	前文	・話を途中でさえぎらずに最後までしっかりと話を聴いてほしい ・頭ごなしに意見や考えを否定しないでほしい ・意見や考えを言いやすい雰囲気をつくってほしい ・言ったことは秘密にするなど約束を守ってほしい ・言った意見や考えは大事に扱ってほしい	・<u>緊張するときもあります。意見や考えを聴くときには、やさしくあたたかい目で見、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。怒ったりせず、親身になって、真剣に聴いて、こたえてほしいです。</u> ・<u>間違えることもあります。話を途中でさえぎらずに、最後までしっかりと聴いてほしいです。違う意見や考えでも、頭ごなしに否定しないでほしいです。</u> ・<u>伝えた意見や考えをおやみに他の人に言ったりしないでほしいです。秘密にしたいと伝えたことを他の人に言うときには、許可をとってほしいです。</u> ・<u>少数派の意見や考えに対しても耳をかたむけ、尊重し、受け止めてほしいです。</u> ・<u>伝えた意見や考えは大事に扱ってほしいです。そして、伝えた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。</u> ・<u>安心して意見や考えを伝えることができる雰囲気や環境をつくってほしいです。</u>	第4回こども・若者による意見表明の条例検討部会(9月14日開催)でこども・若者が発表した大切にしてほしいことを反映

(仮称) こども・若者参加条例 (案) 主な修正対比表

No.	項目	修正前	修正後	修正理由
4	前文	わたしたちこども・若者は心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく言えないときがあります。 そんなときは、言うことを急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。 わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを言うことは、ときには勇気があることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを言っていきます。	わたしたちこども・若者は、心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく <u>伝えること</u> ができないときがあります。 そんなときは、 言うことを 急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。 わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを <u>伝える</u> ことは、ときには勇気があることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを <u>伝えて</u> いきます。	【第5回委員の意見を反映】 発言に限定しない表現に修正
5	(定義) 第2条	(11)意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語により、又は表情、身振り等の言語によらない意思の伝達手段により表現されたものをいう。	<u>(4)意見</u> 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語 により、 又は表情、身振り <u>その他これらに類する</u> 言語によらない 意思の 伝達手段により表現されたものをいう。	条例の体系に沿った順番に変更
6	(定義) 第2条		<u>(5)参加 自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与することをいう。</u>	【第5回委員の意見を反映】 参加の概念、意見表明と参加の関係性を明確にするため追加
7	(定義) 第2条	(4)声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。	<u>(6)声を聴かれにくい状況にあるこども・若者</u> 年齢、心身の発達状況、生活環境、 <u>社会環境</u> 等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。	【第5回委員の意見を反映】 ジェンダー、セクシュアリティなど社会環境の理由を追加
8	(定義) 第2条	(6)育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいう。	<u>(8)育ち学ぶ施設</u> <u>地域子育て支援拠点</u> 、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設 の ことをいう。	【第5回委員の意見を反映】 地域子育て支援拠点を追加
9	(定義) 第2条	(8)団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が参加するもの(専ら営利を目的とするものを除く。)をいう。	<u>(10)団体</u> 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が <u>構成員として加わり活動</u> するもの(専ら営利を目的とするものを除く。)をいう。	(5)参加を定義に明記したことによる修正

(仮称) こども・若者参加条例 (案) 主な修正対比表

No.	項目	修正前	修正後	修正理由
10	(基本理念) 第3条	(1) こども・若者は、誰もがその基本的人権が尊重され、かつあらゆる差別をされない権利を保障される。 (2) こども・若者は、誰もが適切に養育され、かつ健やかに成長する機会が与えられる権利を保障される。 (3) こども・若者は、誰もが自らの意見を表明する機会が与えられ、これを尊重される。 (4) こども・若者は、こども・若者を社会の中心に置くという理念の下において、最善の利益が優先される。	<u>(1) 全てのこども・若者は、生まれながらに人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利を保障され、思想・信条、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境等いかなる理由においても差別されず、その基本的人権が保障されること。</u> <u>(2) 全てのこども・若者は、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ、安全に安心して生きる権利・育つ権利を保障され、愛情をもって育まれ、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じた生活が保障される。また、教育を受ける機会、休息する機会、遊ぶ機会、スポーツ・芸術・自然等の多彩な活動に参加する機会が等しく確保され、健やかに成長し、発達する環境が保障されること。</u> <u>(3) 全てのこども・若者は、生まれながらに意見表明の権利主体であり、多様な人格をもった一人の人間として尊重され、自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保される。その意見はこども・若者の最善の利益を実現する観点から尊重されること。</u> <u>(4) こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。</u>	こども・若者がイメージしやすい具体的な表現に修正
11	(こども・若者の意見表明権) 第4条	4 こども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。	4 こども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。	意見表明はこども・若者の人権であり、義務を伴うものではなく、4項を果たさない限りは意見表明できないといった誤解を生むおそれがあるため削除

(仮称) こども・若者参加条例 (案) 主な修正対比表

No.	項目	修正前	修正後	修正理由
12	(市の責務) 第6条	市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会（以下「意見表明等の機会」という。）を保障するため、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。	市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会（以下「意見表明・ <u>参加</u> の機会」という。）を保障するため、保護者、団体、市民等、育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。	意見表明権に支えられた参加の機会も同様に保障していく必要があるため、「参加」を追記 以下の条文も同様に修正
13	(育ち学ぶ施設の役割) 第7条	2 育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力し、こども・若者にその意見表明等の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者の意見表明等の機会への参加を支援するものとする。	2 育ち学ぶ施設は、市、保護者 <u>及び</u> 市民等と協力し、こども・若者にその意見表明・ <u>参加</u> の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者の <u>まちづくり等</u> への参加を支援するものとする。	「意見表明等の機会」を具体的な表現に修正
14	(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条		<u>2 市は、こども・若者に対し、こども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができる機会を保障する。この場合において、当該情報に用いる表現については、こども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、十分平易な表現を用いるものとする。</u>	【第5回委員の意見を反映】 福祉の分野ではアウトリーチには情報を届ける意味が含まれるとの指摘を踏まえ、情報を届けることは意見聴取の前提となる重要事項であるため追加
15	(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条	5 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する場所、施設等を訪問し、こども・若者の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。	6 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する <u>施設等の場所を訪問する等の適宜の方法により、</u> こども・若者からその意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。	オンラインでの個別面談などの方法もあるため、訪問に限定しない表現に修正
16	(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条		<u>7 市は、こども・若者からの意見を随時聴取する窓口を、これを明確に示して周知するものとする。</u>	【第5回委員の意見を反映】 第1項が意見を聴取する機会を限定しているとも受け取れるため、こども・若者からの主体的な意見も受け付けるべきとの意見を踏まえ、追加

(仮称) こども・若者参加条例 (案) 主な修正対比表

No.	項目	修正前	修正後	修正理由
17	(付属機関等におけるこども・若者の意見の聴取及び反映) 第14条	市は、付属機関等の運営において、こども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議にこども・若者に出席する機会を与えることその他の方法によりこども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。	市は、付属機関等 <u>(川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第10条第1項に規定する付属機関等をいう。以下同じ。)</u> の運営において、こども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議にこども・若者に出席する機会を <u>設ける</u> ことその他の方法によりこども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。	【第5回委員の意見を反映】 「機会を与える」だと上下関係になるという意見を踏まえ、「機会を設ける」に修正